

船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立小中学校の児童生徒の健全育成を図るため、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）に基づき、船橋市小中学校体育連盟（以下「連盟」という。）に対し船橋市小中学校体育連盟事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表に掲げる対象事業のうち、船橋市長（以下「市長」という。）が船橋市立小中学校の児童生徒の健全育成に必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合は、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、別表に掲げるとおり、対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。
- (3) 補助金の額は、前2号の額を比較して、少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 連盟は、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 船橋市小中学校体育連盟事業計画書（第2号様式）
- (2) 船橋市小中学校体育連盟収支予算書（第3号様式）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、連盟に通知する。

(補助金の請求)

第7条 連盟は、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けたときは、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付請求書（第5号様式）により、市長に請求するものとする。

(実績報告)

第8条 連盟は、船橋市小中学校体育連盟の補助事業完了後（廃止の承認を受けたときを含む。）、速やかに、船橋市小中学校体育連盟事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。船橋市小中学校体育連盟事業補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

- (1) 船橋市小中学校体育連盟収支決算書（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市小中学校体育連盟事業補助金確定通知書（第8号様式）により、連盟に通知する。

2 補助金の確定後、戻入が生じた場合は、速やかに、船橋市小中学校体育連盟事業補助金精算書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

第10条 市長は、連盟が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条）

対 象 事 業	対 象 経 費	補助率
<p>① 船橋市立小中学校の児童生徒の健全育成を目的とする体育大会、研究会、研修会の開催に関する事業</p> <p>② 機関誌の発行又は資料の作成等児童生徒の学校体育・スポーツ活動の普及啓発に関する事業</p> <p>③ 学校体育・スポーツに関する調査研究事業</p> <p>④ その他学校体育・スポーツの振興に必要と認められる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品 ・ 備品 ・ 印刷製本費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 負担金 ・ 研修負担金 ・ 事務局費 <p>※上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。</p> <p>※報償費は、団体の構成員に対するものは補助金対象外とする。</p>	<p>対象経費の80%とする。</p>

(第1号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者住所

船橋市小中学校体育連盟

申請者氏名 会長

印

船橋市小中学校体育連盟事業補助金の交付を受けたいので、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		年度
補助事業等	目的及び内容	船橋市小中学校の体育振興を図る
	効果	船橋市小中学校教育の発展に寄与する
経費所要総額 (A)		円
交付申請額 (A) × 80%		円
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日
添付書類		1 船橋市小中学校体育連盟事業計画書 (第2号様式) 2 船橋市小中学校体育連盟収支予算書 (第3号様式)

(第2号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業計画書

年度 事業計画

No.	事業名	期日	会場	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

(第3号様式)

船橋市小中学校体育連盟収支予算書

年度

1 収入の部

単位 (円)

項 目	年度予算額	年度予算額	比較増減額	備 考
総 額				

2 支出の部

単位 (円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備 考
総 額				

(第4号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付決定通知書

年 月 日

船橋市小中学校体育連盟
会 長 様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

補助年度	令和 年度
交付決定額	円
交付予定時期	年 月
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 交付補助金の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。3 交付事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(第5号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者住所

申請者氏名 会長



船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求します。

補助年度	年度
決定年月日	年 月 日
交付決定額	円
未交付額	円
交付請求額	円
添付書類	1 船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付決定通知書(第4号様式)の写し 2 その他()

(第6号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 様

申請者住所

船橋市小中学校体育連盟

申請者氏名 会長



船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の実施状況を次のとおり報告します。

補助年度	年度
交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費精算額 ※事業に要した経費の80%	円
添付書類	1 船橋市小中学校体育連盟収支決算書(第7号様式) 2 その他()

(第7号様式)

船橋市小中学校体育連盟収支決算書

年度

1 収入の部

単位 (円)

項目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額
総額				

2 支出の部

単位 (円)

項目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	残額	備考
総額						

収入総額	支出総額	決算総額	残額

上記の通り 年度船橋市小中学校体育連盟の収支決算報告を致します。

年 月 日 船橋市小中体育連盟 会長 (印)
船橋市小中体育連盟 会計担当 (印)

監査の結果、収支並びに関係書類等正当にして相違ないことを認めます。

年 月 日 船橋市小中体育連盟 会計監査 (印)
同 上 (印)

(第8号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業補助金確定通知書

年 月 日

船橋市小中学校体育連盟
会長 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、通知します。

補助年度	年度
交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
交付確定額	円

(第9号様式)

船橋市小中学校体育連盟事業補助金精算書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者住所

船橋市小中学校体育連盟

申請者氏名 会長

印

船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり精算します。

補助年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 円
交付確定額	円
精 算 額	円